

## 配置技術者の取扱いについて

建設工事等に配置する現場代理人、主任技術者及び監理技術者については、以下のとおりとします。

### 1 配置要件

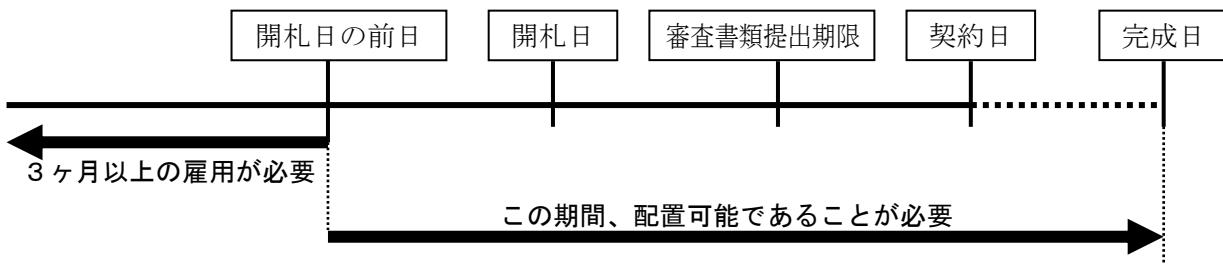
#### (1) 開札日の前日以前3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係を有していること。

雇用証明となるもの	採用日の確認項目
健康保険被保険者証	資格取得年月日
雇用保険被保険者資格取得等確認通知書	被保険者となった年月日
全国土木建築国民健康保険組合の被保険者証	資格取得日
上記以外の場合(次の①～⑤の書類全て)	
① 国民健康保険者証の写し(運転免許証でも可)	
② 源泉徴収票の写し	
③ 技術者雇用証明書(別紙様式)	技術者雇用証明書に記載
④ 給与支払状況が確認できる書類の写し	の採用年月日
⑤ 出勤状況が確認できる書類の写し	
※ ④と⑤は、入札書提出期限の日以前3ヶ月以上の書類が必要です。	

#### (2) 他の工事に従事していないこと。

※ 現場専任を要しない工事において、1人の主任技術者が兼任できる工事件数については、兼任する工事の契約金額の合計が4,000万円(建築一式工事のみの場合は8,000万円)未満の場合に限り3件まで兼任を認めます。ただし、兼任する工事の契約金額が全て500万円未満である場合は、適用しません。

(緊急災害復旧工事等の合理的な理由がある場合は、制限を緩和することがあります。)



【注意】他の工事に従事している場合は、開札日の前日までに課内検査が終了していること。

(3) 営業所の専任技術者又は経営業務の管理責任者でないこと。

※ ただし、契約金額 4,000 万円(建築工事は 8,000 万円)未満の工事等、専任を要しない工事に主任技術者として配置しようとする場合は認める。

(4) 発注公告で示された技術者資格等の要件を満たしていること。

## 2 入札参加資格と配置技術者の関係

(1) 入札参加資格確認申請書提出時に配置予定技術者として届け出た現場代理人、主任技術者及び監理技術者以外の者を契約時に配置することはできない。

(2) 配置予定技術者は複数名届け出ることができ、その中で上記 1 の全ての配置要件を満たす者がいれば、入札参加資格を認める。

(3) 総合評価落札方式においても複数名届け出ることは可能であるが、評価については当該技術者の中で最も評価点の低い技術者で行うものとする。

なお、簡易型において複数名を届け出た場合は、ヒアリング実施時までに配置技術者を 1 名選任し、ヒアリング実施時に「ヒアリング出席者(配置予定技術者)届出書」を提出すること。

(4) 工場製作を含む工事の場合、「監理技術者制度運用マニュアル(平成 16 年 3 月 1 日)」に基づき取り扱うこととする。詳細は、「工場製作を伴う工事の技術者について」を参照のこと。

## 3 現場配置技術者の変更

「監理技術者制度運用マニュアル(平成 16 年 3 月 1 日)」に基づき、工期途中での配置技術者の変更は原則として認めない。

ただし、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない理由により変更しようとする場合や次に掲げる場合等は、監督員が認めた場合に限り工期途中での配置技術者の変更を例外的に認める。

①受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

②橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

③一つの契約工期が多年に及ぶ場合

なお、いずれの場合であっても、発注者と元請との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

※ 「現場代理人等変更届」は、診断書等の証明資料を添えて監督員に提出すること。

## 4 現場代理人の常駐義務の緩和について

次の各号のいずれかに該当し、特記仕様書で明記がある場合に限り、現場代理人の工事現場における常駐義務を緩和する。(契約書第10条第3項)

- 一 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- 二 契約書第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- 三 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。
- 四 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

※ 営業所の専任技術者及び経営業務の管理責任者を現場代理人として配置することはできません。

## 5 現場代理人の兼任について

維持業務（樹木管理、除草）、測量、地質調査については、下記を条件に2件まで兼任を認める。（発注担当課が同一でない場合も兼任可能）

- ◇ 「現場代理人兼任届」を提出すること
- ◇ 作業日が重複しないこと
- ◇ 建設工事との兼任は不可

なお、兼任を希望する場合は「現場代理人兼任届」に所定の事項を記入し、入札参加資格確認申請書（事後審査書類）に添付のうえ提出すること。

ただし、上記に違反していると認められる場合は兼任を取り消すものとする。

## 6 その他注意事項

- (1)「監理技術者資格者証」の交付(再交付を含む)を受けた監理技術者を配置する場合は、「監理技術者資格者証」の写しの他に、「監理技術者講習修了証」の写しが必要である。  
(平成28年6月1日以降に「監理技術者資格者証」の交付(再交付を含む)を受けた監理技術者を配置する場合は、「監理技術者講習修了証」に代わり資格者証裏面の終了履歴のラベルの写しが必要である。)
- (2)桑名市登録技術者名簿に登録の無い技術者は、現場配置することはできない。